

平成28年度京都ウィメンズベース事業（女性活躍研修）
公募プロポーザル募集要項

京都府府民生活部男女共同参画課

平成28年度京都ウィメンズベース事業（女性活躍研修）の実施に当たり、次のとおり具体的な企画提案を募集する。

第1 業務の概要

1 名称

平成28年度京都ウィメンズベース事業（女性活躍研修）

2 目的

京都府内の中小企業における女性の活躍を加速化するため、京都府・京都市・京都労働局・経済団体が一体となり新設する女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」において「京都女性活躍応援計画」に基づき京都企業の女性人材育成を総合的に支援する。

3 実施場所

府内全域（研修・セミナー実施会場等）

第2 業務委託の内容

1 業務の範囲

別添仕様書のとおり

2 業務の再委託

受託者は本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。

ただし、部分的な業務について、あらかじめ知事の承諾を得たときは、第三者に委託することは可能である。

3 個人情報の取り扱い

受託者は、業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例等に基づき、適正に取り扱うこと。

第3 契約期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

第4 委託予定額の上限

3,000,000円（消費税込）

※ 上限額を超える提案があった場合は失格とする。

第5 応募する者に必要な資格

次のいずれの要件をも満たす者であること。

- 1 過去に、国又は地方公共団体から、この要領に示した業務又はこれと同等の業務において請け負い等の実績を有すること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、京都府から入札参加資格を取り消されていないこと。
- 3 京都府から指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。
- 4 京都府税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- 5 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

第6 応募手続き

1 応募書類及び部数

応募書類：別紙「提出書類一覧」のとおり

応募部数：7部（正本1部、副本6部）

2 募集要項の配布

(1) 配布日時

平成28年6月7日（火）から平成28年6月14日（火）までの平日午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

京都府府民生活部男女共同参画課女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進担当

※なお、募集要項は京都府ホームページからもダウンロードできます。

3 業務説明会の日時及び場所

(1) 日時

平成28年6月9日（木）16時から17時まで

(2) 場所

京都府庁2号館1階府民生活部会議室
（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）

(3) 業務説明会の参加申込

業務説明会に参加を希望する場合、平成28年6月8日（水）午後5時までに、京都府府民生活部男女共同参画課女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進担当に連絡すること。

（連絡先）

電 話 075-414-4295

FAX 075-414-4293

電子メール danjokyodo@pref.kyoto.lg.jp

4 応募に関する質疑応答

(1) 受付期限

平成28年6月10日（金）正午まで

(2) 質問様式

任意

ただし、件名は「京都ウイメンズベース事業（女性活躍研修）」とし、質問者の会社名、部署名、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

(3) 質問方法

FAX又は電子メール

送信先 FAX 075-414-4293

電子メール danjokyodo@pref.kyoto.lg.jp

京都府府民生活部男女共同参画課女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進担当

(4) 回答方法

質問者及び業務説明会参加者全員に対し電子メール又はFAXにより回答する。

(5) 回答日

質問毎に随時回答

5 応募書類の受付

(1) 応募期限

平成28年6月15日（水）正午まで

(2) 応募方法

持参又は郵送

① 持参の場合

平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

※6月15日（水）に提出する場合は、正午までに持参すること。

② 郵送の場合

書留郵便により平成28年6月15日（水）正午までに提出（必着）すること。

(3) 応募先

京都府府民生活部男女共同参画課女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進担当

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話 075-414-4295

6 その他

- (1) 提出された提案書について、必要に応じて聴き取り調査を実施することがある。
- (2) 応募書類の作成、提出及び聴き取り調査対応に係る経費は、応募者の負担とする。
- (3) 応募書類は返却しない。

第7 契約の相手方の特定

1 特定方法

応募書類の内容及びプレゼンテーションの内容を基に、外部有識者からの意見聴取において、次の(1)～(3)の評価項目により評価をしてもらい、その評価結果を受けて京都府が本業務委託契約の相手方を特定する。

(評価項目)

(1) 的確性(企画力)

企画内容が事業目的に合致しており、効果的な実施が見込めるか。

(2) 信頼性(業務実績、業務遂行)

業務実績から判断して、本業務の信頼できる委託先であると判断できるか、業務を適切に遂行できる体制が整っているか。

(3) 妥当性(経費見積)

適正な金額で、費用対効果の観点から適切か。

2 外部有識者からの意見聴取の開催

(1) 日時

平成28年6月16日(木) 午前11時から正午まで

(2) 場所

京都府庁職員福利厚生センター2階「教養室」
(京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町)

3 結果の通知

特定後、すべての応募者に対し、特定、非特定の旨を通知する。

4 特定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、特定を取り消すことがある。

- (1) 応募者が第5の応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合
- (2) 応募書類に虚偽の内容が記載されていた場合

第8 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額は100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし京都府会計規則第159条第2項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。